

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年11月9日
件 名	火葬における収骨なしの申出書について		
内 容	過日倉敷市玉島斎場に「収骨しない旨の申し出」の可否を尋ねたところ、火葬許可書を発行する自治体に申出書があると教えていただきました。金光総合支所市民生活課で相談したところ、倉敷市あるいは井笠の市役所等に確認するよう教えてもらいました。その足で倉敷市役所玉島支所に出向くつもりでしたが間に合いませんでした。収骨をしない選択肢があるならば申出書を火葬許可書とともに入手できる手段があれば幸いです。実際の死亡届は葬儀社に委託したので、仮に申出書が入手できたとしても申出できたかどうかは分かりません。故人の願いの1つが叶えられなかったことは残念でした。		
回 答		回答年月日	令和5年11月29日
担当部課	生活環境部 環境課		
内 容	火葬後の遺骨について、収骨を行わないことができるかどうかは、各斎場で運用を決めており、井笠広域斎場では収骨を行わない運用はしておらず、玉島斎場では収骨しない旨の申出書を提出すれば可能となっています。 なお、この申出書は玉島斎場を所有する倉敷市長へ提出することになっていますので、浅口市にはございません。また、手続き等に関しては、倉敷市役所玉島支所、または玉島斎場で行うことになっています。		